

薬生食監発 0809 第 1 号
令和 5 年 8 月 9 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて

標記については、「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」（令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 5 号）により取り扱っているところです。

今般、農林水産省から、INDUSTRIAS CARNICAS CASTELLANAS, S. A.（施設番号 10.00205/BU）から輸出された貨物（めん羊肉）を検査したところ、脊椎の除去が不十分である貨物を確認した旨の情報提供がありました。

その後の調査により、当該品については輸入条件を満たさないことが確認されたことから、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。

また、別途指示するまでの間、スペイン産めん羊及び山羊の肉及び臓器の輸入届出がなされた場合には、輸入の都度、現場検査を実施するようお願いいたします。